



平成 29 年 3 月 1 日

各 位

上場会社名 昭 光 通 商 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 宮 崎 孝
問合せ先責任者 執行役員総務部長 飯 田 勝
(TEL 03-3459-5021)
(コード番号 8090 東証第 1 部)

平成 28 年 12 月期決算発表の再延期のお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 13 日付「平成 28 年 12 月期決算発表の延期に関するお知らせ」において、平成 28 年 12 月期決算発表を平成 29 年 3 月 7 日までにを行うと公表しておりましたが、以下の理由により、再度延期することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 決算発表を再度延期する理由

当社は、平成 29 年 2 月 13 日付「平成 28 年 12 月期決算発表の延期に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社連結子会社の特定の顧客との取引に関する社内調査を行うとともに、同日付で、外部専門家を交えた「特別調査委員会」を設置し、より専門的かつ客観的な視点から調査を行い事実解明に努めてまいりましたが、当該子会社が行っていた当該特定の顧客との取引（※）に関して、代金決済は行われていたものの、取引の対象となる物品の実在性への疑義が高まったため、当該取引の詳細および類似する取引の有無についてもさらに調査を行う必要が生じました。そして、特別調査委員会による調査、およびその調査の結果に応じた監査法人の追加的な監査手続には、更に相応の時間を要することが予想されるに至ったため、平成 28 年 12 月期決算発表を再度延期することといたしました。なお、前回公表いたしましたとおり、当該調査の結果によっては過年度決算を修正する可能性があることを改めてお知らせいたします。

※対象物品は当社子会社を介することなくエンドユーザーへ直送され、当社子会社は帳簿上の仕入および販売取引を行うことによって、実質的には当社子会社が、その販売先である当該特定の顧客に対して与信（商社金融）を行う取引

2. 特別調査委員会の概要

(1) 特別調査委員会の目的

- ① 当社連結子会社の特定の顧客との取引に関する事実関係および類似事象の有無の

調査

- ② 判明した事項が当社の過年度の会計処理に及ぼす影響の調査
- ③ 発生原因の分析および再発防止策の提言

(2) 特別調査委員会の構成

- 委員長： 山本 憲光（弁護士・西村あさひ法律事務所）
- 委員： 築島 繁（公認会計士・テロイトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社）
- 委員： 酒井 仁和（当社常勤監査役（社外））

※専門性を確保しつつ客観性・公正性を担保するため、外部の専門家および当社の常勤監査役（社外）を委員として選定しております。

※上記の委員 3 名のほか、履行補助者として西村あさひ法律事務所に所属する弁護士およびテロイトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に所属する公認会計士等が調査等に参加しています。

3. 今後の予定

現時点では、特別調査委員会による調査期間の見通しは確定しておりませんが、調査の効果的実施に全面的に協力してまいります。また特別調査委員会から調査報告書を受領した後、速やかにその結果を開示いたします。

上記の事情により、平成 28 年 12 月期決算短信の具体的な開示時期については、現時点では未定であり、確定次第、お知らせいたします。また、平成 28 年 12 月期有価証券報告書につきましても、提出期限（平成 29 年 3 月 31 日）までに調査を完了することは困難である見込みであることから、当社は、追って、同報告書の提出期限延長に関する申請書を関東財務局に提出する予定としておりますので、併せてお知らせいたします。申請書を提出することを決定した場合には速やかにお知らせいたします。

改めまして、株主や投資家の皆様をはじめとする関係各位の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以上